

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月15日
【四半期会計期間】	第37期第3四半期(自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日)
【会社名】	株式会社メガネスーパー
【英訳名】	MEGANESUPER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嘉 野 敬 介
【本店の所在の場所】	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
【電話番号】	(0465) 24-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
【電話番号】	(0465) 24-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第3四半期累計期間	第37期 第3四半期累計期間	第36期
会計期間	自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日	自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日	自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日
売上高 (千円)	15,003,924	12,139,133	19,174,288
経常損失 (△) (千円)	△781,740	△1,057,081	△1,480,673
四半期(当期)純損失 (△) (千円)	△850,588	△1,593,261	△1,978,674
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	2,599,359	50,000	2,924,159
発行済株式総数 (株)	44,109,861	48,528,884	48,528,884
純資産額 (千円)	649,850	△1,418,433	172,050
総資産額 (千円)	13,824,920	11,769,641	12,941,807
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (△) (円)	△62.14	△117.36	△144.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	4.7	△12.1	1.3

回次	第36期 第3四半期会計期間	第37期 第3四半期会計期間
会計期間	自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日	自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日
1株当たり四半期 純損失金額(△) (円)	△39.52	△62.56

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額は、第36期第3四半期累計期間、第36期及び第37期第3四半期累計期間につきましては、1株当たり四半期（当期）純損失のため記載しておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度末決算において、前々期末に発生した債務超過を解消いたしました。当第3四半期累計期間におきまして、営業損失1,046百万円、経常損失1,057百万円を計上し、事業構造改革の加速により、四半期純損失1,593百万円計上した結果、1,418百万円の債務超過となっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要による緩やかな景気回復がみられたものの、長期化する電力供給問題、雇用・所得環境の低迷、円高情勢や近隣諸国との国交不安などによって依然として先行き不透明な状況が続いております。

しかしながら12月の政権交代を機に為替動向および株価に変化がみられるようになり、決して楽観視はできないものの景気回復への足掛かりとして新政権への期待が高まっている状況であります。

眼鏡等小売業界におきましても、個人消費は依然として節約志向・選別志向の傾向は根強く、企業間の販売競争の激化などで厳しい経営環境が続いております。

このような経済環境及び経営環境のもと、当第3四半期累計期間につきましては、下記の施策を推進してまいりました。

〈店舗〉

当第3四半期累計期間までに新生メガネスーパーとして14店舗をリニューアルオープンし、ロゴを含めた外見の判りやすさ・近代化、よりお客様が選びやすく、居心地の良い陳列・内装、気軽さの中に革新性・本格さを感じられる新しいフローの接客など、多岐に亘っての改善を行いました。また、前事業年度より取り組んでおります事業構造改革を更に加速すべく、10店舗の閉鎖を実施いたしました。

〈営業〉

当第3四半期累計期間において、それぞれのシーズンに合わせた各種セールを展開、年末にかけては、店頭通常価格から最大50%OFFの「ウィンターハッピーセール」を展開し、お客様へ超特価と豊富な品揃えをアピールしてまいりました。年始からは、「新春・初売りセール」を展開し、特別セールならではの圧倒的な安さと品揃えにより買上率の向上を図ってまいりました。また、当第3四半期会計期間より広告キャラクターに俳優の筧利夫氏を起用し、「軽くて・丈夫で・ズレにくい」機能性メガネとして好評のオリジナルフレーム「ベータプラシリーズ」他、国内・海外のブランドフレームをはじめ充実した商品構成をテレビCM・チラシ等により力強くPRしてまいりました。

〈商品〉

高機能自社企画商品「ベータプラ」シリーズを拡大させ、当第3四半期会計期間においては、機能性を追求した「ベータプラ」シリーズの上級モデル「ベータプラプレミアム」及びメンズファッション誌『OCEANS』とのコラボレーションモデルを販売いたしました。また、お手頃な価格なのに高い質感と軽くてしなやかな掛け心地、大人の雰囲気兼ね備えた機能性メガネ「アジールプラスベーシック」、「アジールプラススポーツ」を投入し、日常にもスポーツにも使用したい方など、幅広いお客様のニーズに応えるとともに、豊富なカラーバリエーションと玉型の形状で女性層へ訴求し、更なるお客様満足度の向上を図ってまいりました。

経費面におきましては、徹底したコスト削減を図り販売管理費の圧縮に努め、効果が出てきております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高12,139百万円（前年同四半期累計期間比19.1%減）、営業損失1,046百万円（前年同四半期累計期間は営業損失662百万円）、経常損失1,057百万円（前年同四半期累計期間は経常損失781百万円）、四半期純損失1,593百万円（前年同四半期累計期間は四半期純損失850百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

（資産、負債及び純資産の状況）

流動資産は、前事業年度末に比べて517百万円減少し3,772百万円となりました。これは、商品が新商品への入れ替え投資によって507百万円増加しましたが、現金及び預金が870百万円減少及び売掛金が138百万円減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて654百万円減少し7,996百万円となりました。これは、敷金及び保証金が333百万円減少、長期預金が200百万円減少及び有形固定資産が125百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、1,172百万円減少し11,769百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて338百万円増加し3,831百万円となりました。これは、未払金が445百万円減少及び前受金が62百万円減少しましたが、関係会社短期借入金が増加及び支払手形が273百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて79百万円増加し9,357百万円となりました。これは、退職給付引当金が増加したこと等によるものであります。

この結果、負債は、前事業年度末に比べて418百万円増加し13,188百万円となりました。

純資産は、前事業年度末に比べて1,590百万円減少し1,418百万円の債務超過となりました。これは、上記事業構造改革等の影響により、四半期純損失1,593百万円を計上したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、「1. 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、当該状況を解消すべく、当社は、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、及び、同組合がサービスを提供するファンドからの経営支援を受け、引き続き事業再生を推進しております。

主要な成果としては、以下のとおりです。

- ・ 構造改革により10億円以上の固定費削減を行って、コスト構造を改善
- ・ 店舗全体の収益構造については、マス広告でカバー出来ない孤立エリアの赤字店の抜本的閉鎖により店舗ポートフォリオを改善し、売上の大きい関東エリアに集中
- ・ 売上拡大に関しては、商品面において、低価格帯の取り扱いを止め、12,600円からの品揃えを一新した結果、店舗内での買上率が向上し、価格競争とは一線を画した顧客満足につながる効率的な店舗施策が進捗。また、上期の先行リニューアルの結果を踏まえて、下期22店のリニューアルを実行中。二段階に分けた事で、下期のリニューアルの成功確度が向上し、平均で30%程度の眼鏡売上拡大を達成。さらに、2012年12月から、売上が集中する関東を中心にマス広告を再開し、実施エリアでは15%以上の売上拡大を創出、リニューアルと併せ、当社が不得意としていた女性層の再獲得効果を確認

また、残された課題としては、マス広告を展開する以前は、店舗の改善に注力していたことで、店舗での買上率・単価の向上以上に来店客数が減少し、既存店の売上は低迷いたしました。なお、足元では、マス広告効果に加え、個店ごとの立地・商圈特性を踏まえたきめ細かな施策展開により、足元の売上は昨対ベースで回復傾向になります。また、リニューアルの量的拡大と、商品・マーケティング・サービスとの統合による質的拡充も今後の課題となります。

かかる状況を踏まえ、今期の様々な取り組みの過程で見てきた事業機会は大きいことから、当社では眼鏡ビジネスの抜本的な革新を期した中期経営計画を今般策定し、推進していく事といたしました。本中期経営計画は、ミドル・シニア世代を中心ターゲットとし、差別性のある商品・サービスを、外装リニューアルやマーケティングにより統合した上で、当該統合新モデルの認知拡大することによる売上拡大と、出店再開による規模の利益の享受を主たる狙いとして策定しております。

事業計画の骨子は以下のとおりです。

1. ターゲット顧客層の再定義と当社の強みの活用

当社は、市場として拡大しているミドル・シニア世代を改めて主要ターゲットとして再定義しております。中でも、この層の約半分を占める「ファッション性」よりも検眼やフィッティングを初めとする「アイケア」を重視する顧客層は、すでに当社の主要な顧客基盤であります。これまで、リニューアル店での検証結果から「アイケア」を中心とした商品・サービス展開（新しい検眼・フィッティングプロセスやメンテナンスに関わるサービスメニュー）により競合にない顧客満足が実現可能であることや当社の有する数百万人の既存顧客のデータベースの再整備・分析や市場調査を実施した結果から、当社の「アイケア」を中心とした商品・サービスの訴求に反応する顧客群が確実に存在することを確認しております。こうした顧客層に対して、当社の強みをより一層生かすことでさらなる顧客基盤の拡大を十分見込めると考えております。

2. マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築

こうした当社の強みを生かしたビジネスモデルも基本設計が完了しており、展開準備に入っております。

① 集客のためのマーケティング

（ア）当社が支持を受けている主要な顧客基盤たるミドル・シニア世代は、加齢や生活習慣による視機能の衰えなど幅広くかつ変化するアイケアニーズを潜在的に有しております。最近の眼鏡業界の動向を見ても、PCメガネの拡大に見られるように適切な訴求を行えばこうした潜在ニーズの顕在化は十分可能であると考えられ、45歳以上の世代をより明確にターゲットとすることで、個々の顧客の潜在ニーズを顕在化させ、新規数及び再来数をさらに一段拡大させていく予定です。

(イ)顧客への訴求という観点からは、既存店舗の質の向上が図れてきたことを踏まえ、現在、改装と連動したTV広告の再開、タレントを新広告キャラクターに起用した新しいクリエイティブによる広告を展開しております。今後はこれにとどまらず、地域・商圈毎の広告宣伝媒体の多様化と相乗効果の最適化など、より一層對外訴求を重視してまいります。新規獲得に向けてはアクティブシニア層に適した「アイケア」を中心とした商品・サービスのマス向けの打ち出し、再来確保に向けてはウェブを中心とした展開を重視し、有用な顧客データをもとにした情報配信、商品・サービスやソリューション提案を直接顧客とやりとりすることにより、実質的な商圈の拡大および広告宣伝効果の効率向上を図る予定です。

② 顧客化のための店舗サービスの最適化

(ウ)集客のあり方の進化に伴い、店舗のあり方も従来の小売りの物販型モデルにとらわれず、付加価値のあるサービスを重視し、コストを抑制しながら売上が向上する収益モデルへの変更を図っていく予定です。

(エ)ITの活用と人材の専門化が主な高収益化のポイントになります。

◇ITなどの手段の活用を積極的に図ることが、スタッフのスキルのばらつきを解消し、顧客の情報収集、診断、提案の精度向上につながると考えております。さらには、顧客情報管理、店舗への施策伝達など店舗スタッフの負担軽減と人時生産性の向上にも資すると想定しております。

◇一方で、接客などの顧客対応力に適性の高い女性やシニアなどの人材の積極的登用による人時生産性の向上および接客、検査、加工など各店舗機能において人材の専門化を積極的に図ることで、店舗全体として信頼性の高い商品・サービスの提案をおこなっていくことができると考えております。

(オ)顧客への付加価値の提供という観点からは、集客施策により顕在化する顧客のニーズに対して、「アイケア」ニーズに対応した競合と差別化可能なレンズ製品の品揃えやミドル・シニア層に適した企画開発型のオリジナルフレーム商品の拡大を推進いたします。商品ラインの変更と平仄を合わせ、ITの活用や人材の専門化を推進することで、商品・サービスの価値を積極的に上げ、一部競合よりも絶対水準として高い価格あたりの価値を相対的に高くし、買上げ率を一段と拡大させてまいります。結果として、坪効率も向上させ、より面積の小さい店舗における店舗展開も可能となると考えております。

3. リニューアル

第4四半期中に従来のフルリニューアルに加え、看板変更を主体としたミニリニューアルを含め関東中心に累計62店のリニューアルが完了する予定です。今後は前述の新しい店舗モデルの展開に先行して、関東におけるリニューアルを進め、さらには全店拡大に向けて量的拡大を図っていく予定です。

4. 赤字店舗の閉店

一定の売上改善や人員の効率化を実行しても黒字化が困難な赤字店舗を特定し、当第3四半期累計期間では10店舗の閉鎖を実行いたしました。来期にかけては、累計70店におよぶ店舗の閉鎖を計画し着手しております。

5. コスト削減施策

販管費削減については、本社や店舗での共通コストを対象に、個別費目ごとの削減の取り組みの継続徹底を図ってまいります。さらに本社人員の店舗へのシフト支援を進め、売上拡大に直接貢献する人員を増加させることで売上高人件費比率を抑制してまいります。原価削減については、バイイング商品から企画商品への移行を進め、仕入れから販売までの一連のプロセスを対象に、商品価格帯ごとの粗利の最適化を図ってまいります。

6. 出店

出店については、閉鎖や改装による既存店の構造改革および既存店の新モデルへの転換による売上げ拡大に一定の目処がつき次第、本格的な投資対効果の高い新規出店を再開する予定にしております。

7. 財務再構築

前期に行った資金調達と既存借入の条件変更又は借換えに加え、退店店舗からの敷金回収・追加の借入の実行など、追加的なキャッシュフロー創出策を実行し、また外部からの資本・資金調達など追加策の検討・推進を行っております。

当社は、上記の各施策を確実に実行することにより、構造改革が概ね終了する来期以降において、業界トッププレイヤーの水準を目指した高収益体質への転換を図る予定であり、資本増強施策を早期に検討及び実行することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	176,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	100
A種劣後株式	110,000,000
B種劣後株式	70,000,000
計	356,000,901

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年3月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,790,880	13,790,880	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	800	800	—	単元株式数は1株であります。 (注3)
B種優先株式 (注1)	1	1	—	単元株式数は1株であります。 (注2・4)
A種劣後株式 (注1)	30,318,181	30,318,181	—	単元株式数は100株であります。 (注2・5)
B種劣後株式 (注1)	4,419,022	4,419,022	—	単元株式数は100株であります。 (注2・6)
計	48,528,884	48,528,884	—	—

(注1) B種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式、A種劣後株式、B種劣後株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数が増減します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

(2)所有者との間の取決めの内容

①権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

②売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあり、A種劣後株式及びB種劣後株式については、所有者との間の取決めはありません。

詳細は以下(注)4に記載のとおりです。

(注3)A種優先株式の内容

(1)優先配当金

①当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

②当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)残余財産の分配

①当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

②A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5)A種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後、平成26年5月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

また、一部取得をするときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

(6) A種優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%を限度として、1株につき1,000,000円の金銭と引換えに、A種優先株式の取得請求を行うことができる。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注4) B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当を行う。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(3) 残余財産の分配

- ①当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

- ②B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5) B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

- ①法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ②B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) B種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後、平成27年8月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

(7) B種優先株式の株式対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年8月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得比率

取得比率は、当初、274,400とする。

(3) 取得比率の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種優先株式）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式（B種優先株式）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項(c)②に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b)②に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)③に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)③に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合
調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日
を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券
（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることが
できる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証
券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株
予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含
む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引
換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対
象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみ
なして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新
株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのた
めの基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力
発生日）の翌日以降、これを適用する。

(c) ①取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五
入する。

②取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立
つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社
大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終
値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式
の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、
それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普
通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社
普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・
処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数
を含まないものとする。

(d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

②本項(d)①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取
得比率の調整を必要とする場合。

③取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の
算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(8) B種優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) B種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注5) A種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

A種劣後株式を有する株主（以下「A種劣後株主」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後株式の登録株式質権者（以下「A種劣後登録株式質権者」という。）及びB種劣後株式を有する株主（以下「B種劣後株主」という。）又はB種劣後株式の登録株式質権者（以下「B種劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

②普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにB種劣後株主及びB種劣後登録株式質権者と同順位にて、A種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びB種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

③普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3)議決権

A種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4)A種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

①当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

②当社は、A種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③当社は、A種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5)普通株式を対価とする取得請求権

A種劣後株主は、平成25年9月30日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するA種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種劣後株主が取得の請求をしたA種劣後株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種劣後株主に対して交付するものとする。

①取得と引換えに交付する普通株式の数

A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

②当初取得比率

取得比率は、当初1.0とする。

③取得比率の調整

(a) 当社は、A種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（A種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

(b) 取得比率調整式（A種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項(c)②に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b)②に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)③に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)③に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

- ②当社普通株式の分割又は当会社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（A種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) ①取得比率調整式（A種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

- ②取得比率調整式（A種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③取得比率調整式（A種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（A種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

②本項(d)①の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

③取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をA種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注6) B種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

B種劣後株主に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

①当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者及びB種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

②普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、B種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにA種劣後株主及びA種劣後登録株式質権者と同順位にて、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びA種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

③普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

B種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) B種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

①当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

②B種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③B種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

B種劣後株主は、B種劣後株式の発行日の1年後の日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するB種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種劣後株主が取得の請求をしたB種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該B種劣後株主に対して交付するものとする。

①取得と引換えに交付する普通株式の数

B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

②当初取得比率

当初取得比率は、当初、1.0とする。

③取得比率の調整

(a) 当社は、B種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

(b) 取得比率調整式（B種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項(c)②に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b)②に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)③に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)③に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

②株式分割等を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) ①取得比率調整式（B種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

- ②取得比率調整式（B種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③取得比率調整式（B種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

- ①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。
②本項(d)①の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。
③取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年1月31日	—	48,528,884	—	50,000	—	—

当社は、平成24年7月27日開催の第36期定時株主総会の決議に基づき、平成24年8月17日付で資本金の額2,924,159千円のうち、2,874,159千円を減少させ、減少後の資本金の額を、50,000千円としております。また、資本準備金の額2,859,679千円全額を減少させております。

(6) 【大株主の状況】

1. 当第3四半期会計期間において、田中由子氏より平成24年12月20日付で変更報告書の提出があり平成24年12月18日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名	住所	保有株券の数(株)	株券保有割合(%)
田中 由子	神奈川県小田原市	2,223,767	4.58

2. 当第3四半期会計期間において、田中邦興氏より平成24年12月20日付で変更報告書の提出があり平成24年12月20日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名	住所	保有株券の数(株)	株券保有割合(%)
田中 邦興	神奈川県小田原市	1,595,413	3.29

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 102,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,667,600 A種劣後株式 30,317,900 B種劣後株式 4,418,800	136,676 303,179 44,188	同上
単元未満株式	普通株式 20,380 A種劣後株式 281 B種劣後株式 222	—	同上
発行済株式総数	48,528,884	—	—
総株主の議決権	—	484,043	—

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成24年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町 4-2-39	102,900	—	102,900	0.21
計	—	102,900	—	102,900	0.21

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年11月1日から平成25年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年5月1日から平成25年1月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人よつば総合事務所による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 4 月30日)	当第 3 四半期会計期間 (平成25年 1 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,265,431	394,917
売掛金	494,163	355,429
商品	1,974,747	2,482,047
貯蔵品	17,787	19,939
前渡金	785	484
前払費用	404,487	423,317
未収入金	122,450	74,769
その他	17,657	23,770
貸倒引当金	△6,997	△1,933
流動資産合計	4,290,514	3,772,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,837,603	5,809,780
減価償却累計額	△4,642,707	△4,737,219
建物（純額）	1,194,895	1,072,560
構築物	787,553	789,740
減価償却累計額	△648,944	△653,717
構築物（純額）	138,609	136,022
車両運搬具	29,188	28,082
減価償却累計額	△28,157	△27,141
車両運搬具（純額）	1,030	941
工具、器具及び備品	2,838,202	2,756,926
減価償却累計額	△2,677,221	△2,601,097
工具、器具及び備品（純額）	160,981	155,828
土地	1,189,114	1,189,114
建設仮勘定	—	4,541
有形固定資産合計	2,684,632	2,559,009
無形固定資産		
商標権	1,458	2,922
ソフトウェア	88,737	127,635
電話加入権	35,475	35,475
その他	5,227	5,227
無形固定資産合計	130,899	171,260

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第3四半期会計期間 (平成25年1月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	29,136	33,817
関係会社株式	—	354
出資金	944	944
従業員に対する長期貸付金	2,492	955
長期前払費用	118,162	92,102
長期未収入金	149,806	136,779
敷金及び保証金	5,393,626	5,059,648
長期預金	200,000	—
その他	31,400	31,390
貸倒引当金	△89,806	△89,362
投資その他の資産合計	5,835,761	5,266,629
固定資産合計	8,651,293	7,996,899
資産合計	12,941,807	11,769,641
負債の部		
流動負債		
支払手形	668,688	941,960
営業外支払手形	68,950	64,618
買掛金	831,520	900,581
関係会社短期借入金	—	607,838
未払金	727,458	281,928
未払費用	711,434	694,479
未払法人税等	158,141	99,309
前受金	197,167	134,465
預り金	71,618	100,588
前受収益	1,939	1,767
預金解約損失引当金	51,579	—
その他	4,241	3,531
流動負債合計	3,492,740	3,831,068
固定負債		
長期借入金	7,896,443	7,896,443
株主、役員に対する長期借入金	266,400	266,400
退職給付引当金	1,014,411	1,098,007
長期預り保証金	50,057	50,057
その他	49,704	46,097
固定負債合計	9,277,017	9,357,006
負債合計	12,769,757	13,188,075

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第3四半期会計期間 (平成25年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,924,159	50,000
資本剰余金		
資本準備金	2,859,679	—
その他資本剰余金	—	188,306
資本剰余金合計	2,859,679	188,306
利益剰余金		
利益準備金	19,350	—
その他利益剰余金		
別途積立金	5,092,710	—
繰越利益剰余金	△10,657,594	△1,593,261
利益剰余金合計	△5,545,533	△1,593,261
自己株式	△66,804	△66,807
株主資本合計	171,501	△1,421,762
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	548	3,329
評価・換算差額等合計	548	3,329
純資産合計	172,050	△1,418,433
負債純資産合計	12,941,807	11,769,641

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)
売上高	15,003,924	12,139,133
売上原価	5,030,070	3,967,607
売上総利益	9,973,854	8,171,525
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	3,170,993	2,533,027
退職給付費用	92,552	132,524
地代家賃	3,086,032	2,829,771
その他	4,286,884	3,722,444
販売費及び一般管理費合計	10,636,462	9,217,768
営業損失(△)	△662,608	△1,046,242
営業外収益		
受取利息	3,049	2,613
受取配当金	545	378
集中加工室管理収入	44,890	45,028
その他	13,315	25,318
営業外収益合計	61,801	73,339
営業外費用		
支払利息	141,252	69,501
その他	39,681	14,676
営業外費用合計	180,934	84,178
経常損失(△)	△781,740	△1,057,081
特別利益		
固定資産売却益	46,626	—
株主、役員に対する長期債務戻入益	※1 278,784	—
受取補償金	1,089	—
特別利益合計	326,499	—
特別損失		
固定資産売却損	82	—
固定資産除却損	11,250	19,147
店舗構造改革費用	※2 354	※2 182,116
事業構造改革費用	※3 113,514	※3 196,207
解約違約金	—	2,895
ゴルフ会員権評価損	4,560	—
店舗閉鎖損失	※4 108,740	※4 5,121
固定資産契約解除損	25,565	—
その他	41,983	38,221
特別損失合計	306,051	443,708
税引前四半期純損失(△)	△761,291	△1,500,790
法人税、住民税及び事業税	92,545	92,471
過年度法人税等戻入額	△3,248	—
法人税等合計	89,296	92,471
四半期純損失(△)	△850,588	△1,593,261

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる影響は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 1. 株主、役員に対する長期債務戻入益

前第 3 四半期累計期間（自 平成23年 5 月 1 日 至 平成24年 1 月31日）

株主、役員に対する長期債務戻入益の内容は、当社の主要株主であり、元代表取締役である田中由子氏及び元代表取締役会長である田中邦興氏から、当社の現状の経営状況並びに財務状況を鑑み、財務体質の改善を目的に、両氏が当社役員退任慰労金規定に基づく、積立金相当額については支払いを受けない旨の申し出がありましたので、同積立金相当額の戻入を行ったものであります。

※ 2. 店舗構造改革費用

前第 3 四半期累計期間（自 平成23年 5 月 1 日 至 平成24年 1 月31日）及び当第 3 四半期累計期間（自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 1 月31日）

店舗構造改革費用の内容は、店舗リストラに伴い、当社の取締役会において決議した閉鎖決定店舗の損失相当額であります。

※ 3. 事業構造改革費用

前第 3 四半期累計期間（自 平成23年 5 月 1 日 至 平成24年 1 月31日）及び当第 3 四半期累計期間（自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 1 月31日）

事業構造改革費用の内容は、新「事業計画」の立案及び遂行のための、プロジェクト費用であります。

※ 4. 店舗閉鎖損失

前第 3 四半期累計期間（自 平成23年 5 月 1 日 至 平成24年 1 月31日）及び当第 3 四半期累計期間（自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 1 月31日）

店舗閉鎖損失の内容は、店舗閉鎖に伴う原状復帰費用等であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 3 四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 3 四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 5 月 1 日 至 平成24年 1 月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 1 月31日)
減価償却費	214,128千円	164,176千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成23年7月27日付で、有限会社ビック商事に第三者割当によるA種優先株式の発行を行いました。この結果、第1四半期会計期間において資本金が400百万円、資本準備金が400百万円増加しております。また、平成24年1月31日付で、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け、AP Cayman Partners II, L.P.、Japan Ireland Investment Partners及びフォーティーツー投資組合に第三者割当によるA種劣後株式の発行を実施いたしました。この結果、当第3四半期会計期間において資本金が666百万円、資本準備金が666百万円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が2,599百万円、資本準備金が2,534百万円となっております。

当第3四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年7月27日開催の第36期定時株主総会の決議により、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、平成24年8月17日付にて資本金2,924,159千円のうち、2,874,159千円を減少及び資本準備金2,859,679千円減少し、その他資本剰余金を増加させ、また、利益準備金19,350千円減少し、繰越利益剰余金を増加させ繰越利益剰余金の損失の填補を図っております。更に、会社法第452条の規定に基づき、増加したその他資本剰余金5,733,839千円のうち、5,545,533千円を減少し、繰越利益剰余金を増加させ繰越利益剰余金の損失の填補を図っております。

これにより、当第2四半期会計期間末において資本金50,000千円、その他資本剰余金188,306千円となっております。

(金融商品関係)

前事業年度末(平成24年4月30日)

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
現金及び預金	1,265,431	1,265,431	—	(注) 1

(注) 1. 現金及び預金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当第3四半期会計期間末(平成25年1月31日)

現金及び預金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：千円)

科目	四半期貸借対照表 計上額	時価	差額	時価の算定方法
現金及び預金	394,917	394,917	—	(注) 1

(注) 1. 現金及び預金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	14,618,047	385,876	15,003,924	—	15,003,924
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	14,618,047	385,876	15,003,924	—	15,003,924
セグメント損失(△)	△567,881	△8,451	△576,333	△86,275	△662,608

(注1) セグメント損失の調整額△86,275千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2) セグメント損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	12,056,102	83,030	12,139,133	—	12,139,133
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	12,056,102	83,030	12,139,133	—	12,139,133
セグメント利益又は損失(△)	△1,023,237	3,054	△1,020,183	△26,059	△1,046,242

(注1) セグメント利益又は損失の調整額△26,059千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)
1株当たり四半期純損失金額	△62円14銭	△117円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	△850,588	△1,593,261
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	△13,125
(うち優先配当金)(千円)	—	(△13,125)
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	△850,588	△1,606,386
普通株式の期中平均株式数(株)	13,687,945	13,687,919

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 3 月15日

株式会社メガネスーパー

取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第37期事業年度の第3四半期会計期間(平成24年11月1日から平成25年1月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年5月1日から平成25年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成25年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。